

認可保育園等保育施設入所に係る同意書

令和5年度保育所施設入所案内をすべて確認し、下記の内容に同意します。

保護者確認・署名欄：

●新規入園・転園を希望される方は必ずお読みください

- 保育所によって方針や上乗せ徴収額などが異なります。書類を提出いただく前に、見学や資料などで必ずご確認いただいた上で希望してください。
- 第1～第3希望以外の保育所にご案内する場合がございます。その場合も必ず上記の情報をご確認いただいた上で入所決定の希望を出してください。また辞退されますと、次回以降の審査対象者となりますのでご了承ください。

【入所について】

- 保育所は保護者が就労や病気等により、保育が必要な場合に保護者に代わって保育をする施設です。仕事が休み等で保育を必要としない場合は、原則家庭での保育となります。
- 入所申請書類は、期日までに必ずご提出ください。期日に間に合わなかった場合や書類に不足がある場合は、次回以降の審査対象者となります。
- 保護者が保育施設の従業員又は他の利用者に対して、暴言など信頼関係を失う様な行為を行った場合、退所していただく場合がございます。
- 令和5年度に入所される方は、原則月初めからの在籍として保育料を算定します。
- 戸籍上離婚の手続きをされていない場合は、別居していてもご両親の書類を揃えてご提出いただきます。

【慣らし保育について】

子どもが保育所の環境に慣れるまで『慣らし保育』を行います。入所後1～2週間程度（子どもにより個人差があります）で少しずつ保育時間を延ばしていきますので、ご協力をお願いします。

裏面もご確認ください

【入所審査について】

- 第1～第3希望以外の保育所にご案内する場合でも、入所決定通知書または意向確認通知書を送付いたします。入所を希望しない場合は辞退することが可能です。
- 入所決定に際し、入所選考基準による指数が同点の場合は所得の低い世帯が優先となります。
- 令和5年度の入所審査及び保育料算定に際し、入所申込児童の世帯構成者の所得状況及びを調査する場合がありますのでご了承ください。（入所審査・保育料算定以外の用途には使用いたしません。）
- 入所決定は申込順ではなく、保育が必要な程度の高い順に行いますので入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

【家庭状況等の変更について】

下記事項の変更がある際は保育所へ申し出が必要になります。保育所の指示に従い、必要書類をご提出ください。

- ①保育の必要事由に変更があった場合（例 就労していたが退職した場合など）
- ②保護者が結婚・離婚した場合
- ③住所に変更がある場合（同居家族に変更があった場合も必要となります。）
- ④児童が新たに障がい者手帳または療育手帳の取得した場合
- ⑤児童が新たに特別児童扶養手当を受給する場合

【区分認定の審査等のための調査について】

区分認定の審査及び公定価格の加算の判定等にあつて、児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障がい者自立支援給付関係情報について官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提出を求めることがありますのでご了承ください。

【入所期間について】

- 育児休暇中に入所した場合は、入所後2ヶ月以内に仕事を復帰しなければ退所となります。
- 求職活動による入所は、入所または退職後2ヶ月以内に就労をしていただきます。2ヶ月以内に就労証明書等の提出が確認できない場合は退所となります。
- 保育料（食材料費も含む）に滞納がある世帯については、保育料納付者との公平性を著しく欠くこととなるため、継続入所の可否を検討させていただきます。
- 保育料算定で必要となりますので、所得が未申告の方がいる世帯についてはその旨お声がけさせていただきます。その場合は、算定に必要な期日までに必ず所得の申告をしてください。（当該年度が育児休暇等で所得がない場合もその旨を申告する必要がある場合がございます。）